



学校教育目標

豊かな心を持ちたくましく生きる子供の育成

協働型重点目標(学校・家庭・地域)

～互いの思いや考えを  
大切にする子供に育てる～

教育活動の三本柱

関わり合う・高め合う・認め合う

仙台市立桂小学校

令和5年10月12日

第428号

校長 舟山 秀人

TEL 375-2357

e-mail: katura@sendai-c.ed.jp

## 第2学期が始まりました。桂小にも秋がやって来ました。

酷暑と言われた日々が嘘のように、桂小学校にも秋の便りが届き始めました。草木に恵まれた桂小学校の庭にトンボやイナゴの姿が見られ、秋の虫たちの鳴き声が聞こえるようになりました。桂小の田んぼの稲は本当によく育って、黄金色に輝いています。稲穂が風にあおがれて、ざわめく様はとてもきれいです。

そして、10月6日(金)、いよいよ桂小の田んぼで育った「桂米」の稲刈りの日がやって来ました。学校支援地域本部の皆様のお力を借りて、2年生と5年生の子供たちが代表して稲刈りを行いました。

これまで度々、学校だよりでも「桂米」の育つ様子をお伝えしてきましたが、ようやくこの日を迎えることができたことを、子供たち、職員、学校支援地域本部の皆様と一緒に喜び合うことができました。

収穫したお米は、これから1か月程度、天日干しされます。その後、脱穀と精米の過程を経て「桂米」となります。完成した「桂米」は、給食メニューに取り入れる形で子供たちに提供する予定です。



地域の方々が稲の刈り方を丁寧に教えてくださいました。



刈った稲はこうして紐で結んで吊します。

## 10月は「第12回桂みんなで大運動会」があります。

すでに10月6日に配信のお便りでお知らせしていましたが、10月28日(土)に「第12回桂みんなで大運動会」が開催されます。会場となる校庭は、先日、地域の皆様に草刈りをしていただきました。おかげさまで競技や演技のためのラインが引きやすく、子供たちも思い存分に走り回ることができ、大変助かっています。子供たちは、運動会に向けて、徒競走に、ダンスにと練習に励んでいます。後日、子供たちがメッセージを書いたプログラムを持ち帰ると思いますので、ご家庭でも励ましていただければと思います。



4年生の種目「桂音頭」の練習です。地域の「桂音頭おどり隊」の方々が教えに来て下さいました。

こちらから「桂音頭」が視聴できます。



<https://youtu.be/Y-ihyV21Rkc>

【10月12日以降】

- 12日(木) 第2学期始業式  
1年：前日5時限開始
- 13日(金) 登校指導 安全の時間(朝)
- 16日(月) 教育実習開始  
6年：芸術鑑賞会3校時
- 17日(火) 3年：学年P行事4校時
- 18日(水) Bタイム4校時限(給食あり)
- 23日(月) 委員会活動
- 24日(火) 運動会練習
- 25日(水) 運動会練習
- 27日(金) 1年：ALT 運動会前日準備
- 28日(土) 桂みんなで大運動会
- 30日(月) 振替休業日
- 31日(火) 全校5校時限(給食なし・弁当持参)  
運動会予備日

【11月】

- 1日(水) 小中連携挨拶運動 お話朝会  
いじめ防止きずなキャンペーン  
5年：震災遺構荒浜小見学
- 2日(木) 安全点検日
- 3日(金) 文化の日
- 6日(月) 5年：学校訪問ミニコンサート  
代表委員会
- 7日(火) たてわり地域清掃活動(1~2校時)
- 8日(水) 全校Bタイム4校時限(給食あり)  
5年：脊柱側わん症検査10:30~
- 9日(木) 全校Bタイム3校時限(給食なし)  
就学時健康診断
- 10日(金) 安全の時間(朝) 1~4年：苗植え
- 13日(月) 避難訓練週間(火災)
- 14日(火) たてわり地域清掃活動予備日
- 15日(水) たてわり活動 クラブ活動  
学校運営協議会
- 16日(木) 1年：学年P行事5校時
- 17日(金) 3年校外学習(泉消防署)
- 20日(月) 開校記念集会(朝)
- 21日(火) 2年：校外学習(泉図書館)
- 22日(水) 5年：トヨタ自動車工場見学  
2年：学年P行事3~4校時
- 23日(木) 勤労感謝の日
- 27日(月) 委員会活動
- 30日(木) 安全点検日

10月/11月のスクールカウンセラー来校日

10月18日(水)・25日(水)  
11月1日(水)・8日(水)・15日(水)・22日(水)  
・29日(水)  
相談時間：9時~16時半 相談場所：2階相談室  
申込み方法：相談室直通(☎375-2372)SC来校日  
希望の日時をお話してください。

☆11月「いじめ防止『きずな』キャンペーンが全市一斉に実施されます☆

来月11月1日(水)から30日(木)まで「いじめ防止『きずな』キャンペーン」を全市一斉に実施します。児童が中心となり、いじめの未然防止のための取組を自ら考え、実践する活動等を行っていきます。また、児童の状況を把握するとともに、未然防止、早期対応、早期解決に役立っているために「仙台市いじめ実態調査」を実施します。ご理解とご協力をお願いいたします。

【本校のいじめ防止基本方針】 ホームページに掲載しております。

【本校のいじめ防止『きずな』キャンペーン きみたちは ずっと なかまの取組】

いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分に認識し、全市立学校が、いじめをなくすための様々な取組を行うことにより「いじめしない、させない、許さない」という児童生徒の意識を高め、いじめの未然防止を図ることを目的に実施します。

☆いじめ防止「きずな」宣言シートを再配布し、振り返りやまとめを記入し、自分自身の言動を再確認する。

☆児童会スローガンをもとに各学級で、いじめ防止きずなアクションを話し合い、実践する。

【本校のいじめ実態調査】

調査(提出)期間：11月 2日(木)~ 8日(水)

調査方法：保護者と児童と一緒にアンケート用紙(記名・回収用封筒で全員提出)  
ボールペン等で記入し、学校に提出する。(消せるボールペンは除く)

調査内容：令和5年4月以降にあったいじめについて(昨年度以前のいじめは対象外)

調査後の対応：新たに認知したいじめに関しては、保護者と情報共有をしながら、児童から直接聴き取りをするなど、複数の教職員(担任・いじめ対応担当教諭・管理職)で対応していきます。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等の当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。 文部科学省の「いじめ防止対策推進法」より